

<p>取扱担当課 前橋市役所 長寿包括ケア課(2階) 電話 027-898-6133(直通) 027-224-1111(内線3133)</p>
---

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	高齢者等が居住する住宅の改造に要する費用を補助することにより、日常生活の利便を図り、その福祉の増進を図ることを目的とします。
内容	<p>補助対象者</p> <p>60歳以上で本市に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民票に記載され、預貯金等が一定額以下(※1)の方のうち以下の1又は2のいずれかに該当する方です。</p> <p>1 生計中心者の前年所得税課税年額8万円以下の世帯(※2)で、高齢者の身体等の状況が要介護2以上の方</p> <p>2 60歳以上の高齢者のみの世帯(※2)で、当該世帯員全員の前年所得税が非課税で、かつ、高齢者の身体等の状況が要支援1、要支援2または要介護1の方</p> <p>※1 預貯金、有価証券等の金額の合計が単身者1,000万円(配偶者がいる場合は合計で2,000万円)より多い場合は対象外とする。</p> <p>※2 本要項での世帯とは、住民基本台帳法の規定による世帯ではなく、申請時時点での居住実態での世帯とする。</p>
交付の対象となる事業及び対象経費	<p>補助対象者が、自ら居住する家屋について、身体能力等から必要となるバリアフリー工事に係る改造等を行うときは、当該改造等に係る経費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用の一部を補助します。対象工事項目は、次の1から7までです。</p> <p>1 手すりの取付け 家屋内の必要か所及び玄関から道路までの通路等への設置</p> <p>2 段差の解消 (1) 家屋内の必要か所及び玄関から道路までの通路等の段差解消 (2) 段差解消機設置工事、エレベーター設置工事、階段昇降機設置工事</p> <p>3 家屋内の必要か所及び玄関から道路までの通路の滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>4 引き戸等への扉の取替え 扉全体の取替え(開き戸を引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え)、ドアノブの変更、戸車の設置等</p> <p>5 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>6 廊下・便所等のスペース拡張</p> <p>7 便所・浴室と寝室等の距離の短縮 便所・浴室・寝室の移動(外付けの便所・浴室を家屋内を改造して設置するものも可。)等</p>

	交付金額	補助金額は、予算の範囲内で、50万円を限度とし、改造費に6分の5を乗じた額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）です。ただし、対象工事項目1から7までにおけるそれぞれの補助限度額は、30万円までです。
	交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金の交付は、1世帯1家屋につき1度が限度です。</li> <li>2 補助事業は、年度内に完了しなければなりません。</li> <li>3 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え付け、補助金の使途を明らかにするとともに、書類、帳簿等は、当該補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。</li> <li>4 他制度との関係は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該工事に対してこの事業による補助金と重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業による補助金との両方の交付を受けることはできません。</li> <li>(2) 介護保険制度における居宅介護（介護予防）住宅改修費又は居宅介護（介護予防）福祉用具購入費又は福祉用具貸与を利用できる場合は、介護保険制度の給付が優先となります。</li> </ol> </li> <li>5 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び補助金交付決定通知に記載された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</li> </ol>
交付手続き等	交付申請の方法、時期等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請希望者は、資格確認届（様式第1号）に預貯金等の金額が確認できる書類を添えて、市長に届け出てください。市長は、資格確認の結果を資格確認結果通知（様式第2号）により通知し、これに該当した者が補助対象者となります。</li> <li>2 補助対象者は、交付申請書（様式第3号）に次の書類を添えて、工事着工前に市長に提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事計画書</li> <li>(2) 工事見積書の写し</li> <li>(3) 工事前の写真</li> <li>(4) 工事前及び工事後の平面図</li> <li>(5) 家屋所有者承諾書（借家の場合）</li> </ol> </li> <li>3 事業の遂行上必要があるときは、概算払による補助金の交付を請求することができます。概算払を希望する場合は、交付申請時に概算払を必要とする理由、時期、金額等を具体的に記載した概算払を必要とする理由書を添付してください。</li> <li>4 市長は、補助対象者が介護保険制度における居宅介護（介護予防）支援の提供を受けている場合、身体能力等からバリアフリー工事的必要性を確認するため、介護支援専門員へ居宅サービス計画書第1表から第3表、または介護予防サービス・支援計画書の提出を依頼します。</li> </ol>
	交付決定の時期等	<p>市長は、交付申請書の審査及び実地調査等により、補助金の交付を決定した場合は交付決定通知書（様式第6号）により、補助金の不支給を決定した場合は、不支給決定通知書（様式第7号）により通知します。</p> <p>また、申請内容の変更が必要と判断された場合は、変更通知書（様式第4号）により変更内容等を通知しますので、補助対象者は、申請内容を変更する場合、変更等承認申請書（様式5号）を提出してください。</p>

対象事業等が、変更、中止又は廃止となった場合の手續	補助対象者は、補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は変更通知書（様式第4号）に基づき申請内容を変更するときは、遅滞なくその旨を変更等承認申請書（様式第5号）により申請しなければなりません。
変更等承認決定の時期等	市長は、変更等承認申請があった場合にはその内容を調査し、当該申請が適当であると認めた場合には、速やかに承認を決定し、変更等承認通知書（様式第8号）により通知します。
実績報告書の提出	<p>1 補助対象者は、補助事業が完了したとき、その完了の日から30日以内に、次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第9号）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 領収書の写し</p> <p>イ 請求内訳書</p> <p>ウ 工事後の写真</p> <p>エ 工事後の平面図</p> <p>2 市長は、上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>1 概算払により請求する場合</p> <p>(1) 補助対象者は、概算払請求時に、概算払請求書（様式第11号）及びその金額の概算払を必要とする概算払理由書（資金計画書）を提出してください。</p> <p>(2) 市長は、理由書の内容を審査し、概算払をする額等を決定し、請求書を受理した日から30日以内に支払います。</p> <p>(3) 市長は、実績報告書の提出後、その内容を審査し、適合していると認めたとき、交付すべき補助金額を確定します。</p> <p>(4) 補助対象者は、補助金額が確定した後、補助金の未交付分がある場合、補助金精算書兼交付請求書（様式第12号）により請求してください。</p> <p>2 概算払によらずに請求する場合</p> <p>(1) 市長は、実績報告書の提出後、その内容を審査し、適合していると認めたときは、交付すべき補助金額を確定します。</p> <p>(2) 補助対象者は、補助金額が確定した後、補助金精算書兼交付請求書（様式第12号）により請求してください。</p> <p>3 上記いずれの場合も、請求時に、交付決定通知書の写しを添付してください。請求後、市長は内容を審査の上、補助金を支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに補助金を返還しなければなりません。</p>

		<p>せん。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合 取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績 額に基づき積算し、確定した金額を超える場合 超える部分の金額</p>
<p>申請書等の 様式</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 前橋市高齢者住宅改造費補助資格確認届（様式第1号）</li> <li>2 前橋市高齢者住宅改造費補助資格確認結果通知（様式第2号）</li> <li>3 前橋市高齢者住宅改造費補助金交付申請書（様式第3号）</li> <li>4 前橋市高齢者住宅改造費補助変更通知書（様式第4号）</li> <li>5 前橋市高齢者住宅改造費補助対象工事変更等承認申請書（様式第5号）</li> <li>6 前橋市高齢者住宅改造費補助金交付決定通知書（様式第6号）</li> <li>7 前橋市高齢者住宅改造費補助金不支給決定通知書（様式第7号）</li> <li>8 前橋市高齢者住宅改造費補助対象工事変更等承認通知書（様式第8号）</li> <li>9 前橋市高齢者住宅改造費補助対象工事完了実績報告書（様式第9号）</li> <li>10 前橋市高齢者住宅改造費補助金額確定通知書（様式第10号）</li> <li>11 前橋市高齢者住宅改造費補助金概算払請求書（様式第11号）</li> <li>12 前橋市高齢者住宅改造費補助金精算書兼交付請求書（様式第12号）</li> </ol>